

ベルギーからの生鮮豚肉の輸入について (リュクサンブール県の豚コレラの清浄性に関するリスク評価の概要)

1. 背景

- (1) ベルギーから我が国に輸入される生鮮豚肉については、2003 年 12 月以降、豚コレラに係る地域主義を認め、我が国が豚コレラ清浄地域と認めた地域のみからの輸入を認めている。
- (2) 2013 年 11 月、ベルギーから、我が国が豚コレラ清浄地域として認めていないリュクサンブール県からの生鮮豚肉の輸入を再開して欲しい旨の要請があった。
(注：リュクサンブール県以外の地域は、現在、全て清浄地域として認めている。)
- (3) このため、今般、リュクサンブール県における豚コレラ防疫対策及びサーベイランスの状況等について情報収集し、同県からの生鮮豚肉の輸入を再開した場合の我が国への豚コレラの侵入リスクについて、定性的な評価を行った。

2. ベルギー・リュクサンブール県の豚コレラに関する情報

- (1) 地理的状況
リュクサンブール県は、ベルギー国内に計 10 存在する県の 1 つであり、ベルギー国内の南東部に位置している。(ベルギーの北部をフランデレン地域、南部をワロン地域という。)
また、当該県は、フランス、ルクセンブルグと国境を接している。
- (2) 豚コレラに係る診断体制
野生イノシシを対象としたアクティブサーベイランスにおいて、スクリーニング検査として ELISA (血清学的検査) や RT-PCR (ウイルス学的検査) が行われ、陽性の結果が得られた場合は、中和抗体検査やウイルス分離による確認検査が行われる。確認検査は、全てナショナルリファレンスラボラトリーである CODA-CERVA で行われる。
- (3) 豚コレラに係る防疫対策
EU 指令 2001/89/EC により、豚コレラが発生した場合の防疫対応が定められている。当該指令における野生イノシシで豚コレラ発生が確認された場合の対応については、感染区域を定めて、生きた豚等の移動制限、飼育豚における飼養衛生対策の強化、飼育豚及び野生イノシシにおけるサーベイランスの強化等を行うこととされている。

(4) 豚コレラの発生状況

- a) 飼育豚：1997年が最終発生。
- b) 野生イノシシ：2002年11月のリエージュ県での発生（ウイルス分離陽性（1例のみ））以降、ベルギー全土でウイルス分離事例は確認されていない。直近の抗体陽性事例は2005年10月のリュクサンブール県の事例である。

(5) 豚コレラ発生後のリュクサンブール県における防疫対策及びサーベイランス状況

2002年11月、リエージュ県の野生イノシシにおける豚コレラ発生を受け、リュクサンブール県は、監視区域とされ、早期摘発のための強化サーベイランスが行われてきた。なお、野生イノシシに対するアクティブサーベイランスは今後も全国ベースで継続される。

その結果、飼育豚・野生イノシシいずれにおいても新たなウイルス分離事例は確認されなかった。リュクサンブール県の野生イノシシにおいては、抗体のみ陽性の事例が確認されていたが、2005年10月を最後にこれも確認されていない。

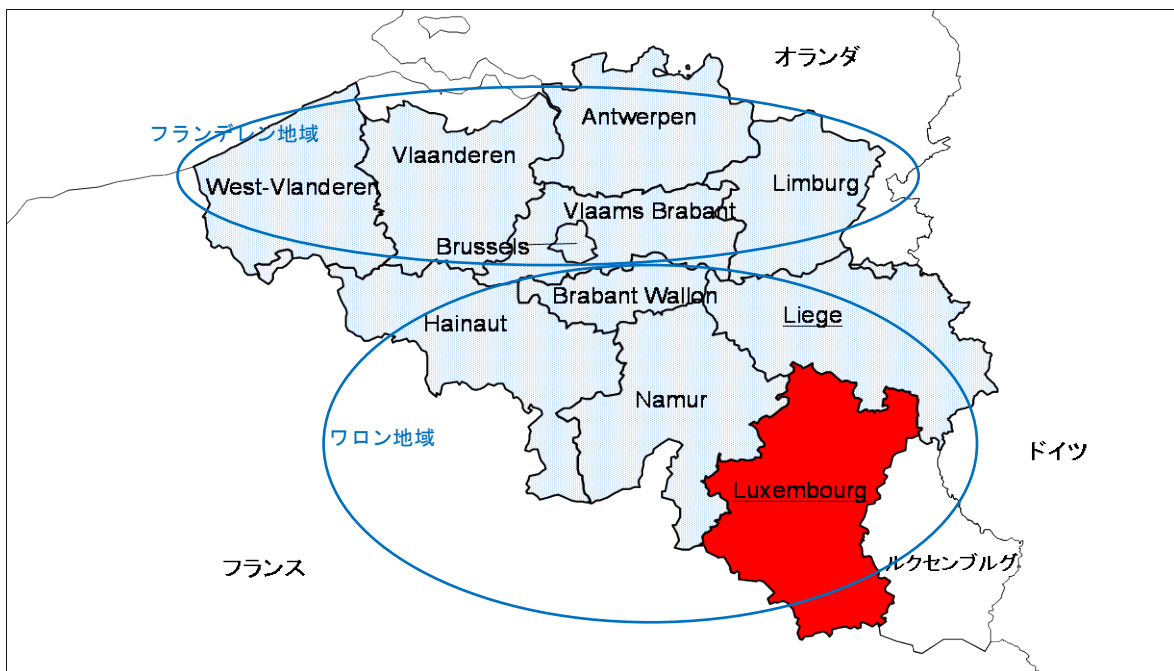
なお、ベルギーにおいては、飼育豚、野生イノシシいずれに対してもワクチン投与が禁止されている。

3. 総合評価

- (1) ベルギーにおいては、飼育豚及び野生イノシシを対象とした豚コレラ防疫対策が法規により定められており、豚コレラ発生時には当該法規に基づく対応が行われている。
- (2) リュクサンブール県を含むベルギー全土においては、OIE基準に照らして、野生イノシシを含め、豚コレラの発生を早期に摘発するための適切なサーベイランスが行われている。
- (3) サーベイランスの結果、抗体のみ陽性の事例も含め、2005年11月以降、リュクサンブール県を含めベルギー全土で確認されていない。

以上のことを踏まえると、リュクサンブール県を豚コレラ清浄地域として認定し、当該県も含めた全土からの生鮮豚肉の輸入を再開して差し支えないものと考えられる。

<ベルギー地図>



豚コレラ とは

- 1 原因(病原体)
豚コレラウイルス
- 2 感受性動物
豚、いのしし



【皮膚紫斑(しはん)】
(出典:動物衛生研究所)

- 3 症状
初期は食欲不振、高熱などが見られ、その後便秘に次ぐ下痢、神経症状などが現れる。
末期は皮膚紫斑(皮下出血によって生じる紫色の斑点)を示し死亡する。
- 4 発生状況
(1)国内
国内における最終発生は1992年(平成4年)。
日本は、2006年(平成18年)4月にワクチンを全面的に中止し、2007年(平成19年)4月OIE(国際獣疫事務局)の規約に基づき、清浄化を宣言。
(2)海外
アジア、アフリカ、南米およびヨーロッパなどの国に分布。
但し、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及び日本等では撲滅を達成。
- 5 診断法
(1)扁桃、脾臓等を用いてウイルス分離及び抗原の検出。
(2)抗体の検出。
- 6 予防法
ワクチンが実用化されているが、清浄国及び低発生国では感染豚のとう汰による清浄化が中心である。
- 7 治療法、対策
効果的な治療方法はない。
発生した場合、家畜伝染病予防法に基づき、まん延防止のため家畜の所有者によると殺が義務付けられている。